

令和6年12月16日

学校薬剤師各位

一般社団法人 諫早市薬剤師会
学校薬剤師部会

令和6年度照度検査等について

本年度の採光及び照明に係る検査並びに業務報告に関し、次のとおり調査票等を準備しましたのでご対応の程よろしくお願いいたします。

1 教室等採光及び照度調査

採光及び照度検査は学校環境衛生基準が定められている項目であり、学校薬剤師として確認指導が求められています。

- 1 調査票を準備しておりますので必要枚数ご使用ください。必要があれば様式を修正して対応をお願いします。
- 2 調査結果は空気調査同様、原本を学校へ写しを諫早市薬剤師会へ提出してください。 当会への提出は、令和7年2月末までをお願いします。
- 3 照度計の電池が切れた場合は予備の電池と交換して使用してください。
- 4 調査対象等は担当校と打合せ、各学校薬剤師の判断で対応してください。
空気検査当日でなく後日の測定や、すでに実施されている場合はその測定時の調査票のご提出をお願いします。日付は確実に記入してください。

2 令和6年度業務報告について

今後の部会対応の参考とするため今年度も「業務報告」での活動報告をお願いします。
提出期限は令和7年4月4日(金)までとし、提出期限が近づきましたら諫早市薬剤師会より再度ファックスでお願いをいたします。

(業務報告の様式は検査時の調査票等と一緒にファイルに入れてあります。)

採光及び照明: 検査項目及び基準・方法

検査項目	基準
照 度	<p>(ア)教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300lx(ルクス)とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx以上であることが望ましい。</p> <p>(イ)教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20:1を超えないこと。また、10:1を超えないことが望ましい。</p> <p>(ウ)コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500～1000lx程度が望ましい。</p> <p>(エ)テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100～500lx程度が望ましい。</p> <p>(オ)その他の場所における照度は、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)Z9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。</p>
まぶしさ	<p>(1) 児童生徒等から見て、黒板の外側15°以内の範囲に輝きの強い光源(昼光の場合は窓)がないこと。</p> <p>(イ)見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。</p> <p>(ウ)見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。</p>

検査項目	方 法
照 度	<p>日本産業規格C1609-1に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。</p> <p>教室の照度は、図に示す9か所に最も近い児童生徒等の机上で測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。</p> <p>黒板の照度は、図に示す9か所の垂直面照度を測定し、それらの最大照度、最小照度で示す。</p> <p>教室以外の照度は、床上75cmの水平照度を測定する。なお、体育施設及び幼稚園等の照度は、それぞれの実態に即して測定する。</p>
まぶしさ	見え方を妨害する光源、光沢の有無を調べる。